

第2節 豊かで美しい緑の保全

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
自然公園観光レクリエーション客入込数	13,625千人 (平成17年)	13,386千人 (平成18年)	13,453千人 (平成19年度)	14,800千人 (平成20年)	観光やレクリエーションを目的に県内の自然公園を利用した県民や観光客等の人数です。
グリーン・ツーリズム関係宿泊者数	207千人 (平成17年度)	193千人 (平成18年度)	187千人 (平成19年度)	250千人 (平成20年度)	農林漁業体験等を提供する公共宿泊施設や民宿等の利用者数です。

1 自然保護

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然やすぐれた自然景観を有するものとして、十和田八幡平国立公園や下北半島国定公園、津軽国定公園のほか、県立自然公園として浅虫夏泊等の8か所が指定されています。

また、県自然環境保全条例に基づき、然ヶ岳県自然環境保全地域等の9つの県自然環境保全地域及び白萩平県開発規制地域等の4つの県開発規制地域並びに愛宕山県緑地保全地域等の10の県緑地保全地域を指定してきました。

さらに、主要な鳥類の生息地及び渡来地は、5つの国指定鳥獣保護区及び83の県指定鳥獣保護区を指定して保護に努めています。

県民の森梵珠山地区については、昭和43年以来身近な自然に触れ合う場として整備を進めてきましたが、平成4年に県立自然ふれあいセンターが完成して、より一層の充実強化が図られています。

平成5年12月には白神山地が世界遺産として登録され、本県の自然環境のすばらしさが評価されました。

国（環境省）は、白神山地の調査研究、保護管理の拠点施設として、白神山地世界遺産センターを平成7年度から整備し、平成9年4月に開館しました。

県においても、これに併設するかたちで情報提供、体験学習、普及啓発等の機能を持つ「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。これにより、白神山地の適正な保護管理等及び自然保護に関する普及啓発が格段に推進されることとなりました。また、津軽国定公園十二湖地区へ森を中心にした自然環境についての普及啓発活動の推進拠点として、「十二湖エコ・ミュージアムセンター」を平成9年度から整備し、平成11年9月に開館しました。

2 自然保護の基本方針

自然は、本来自らの損傷を復元し、浄化する能力を持っていますが、その限度を超えた破壊や汚染が進むと、自然の微妙な仕組みと調和は至るところで破られ、自然から受ける有形無形の恩恵が失われることとなります。本県においても近年の急激な経済活動の発展に伴う開発行為は、自然環境に変化をもたらしています。

本県の豊かな自然を保護し、後世に永く伝えるため、すぐれた自然環境やすぐれた自

然景勝地は、自然公園や自然環境保全地域等として、また、主要な鳥獣類の生息地及び渡来地は鳥獣保護区等として、保護・保全区域の指定をしてきたところです。

今後とも世界遺産である白神山地等のすぐれた自然の保護施策を進めていくこととしています。

3 自然環境の保全対策

(1) 自然環境保全地域等

国自然環境保全地域の指定

白神山地は、面的な広がりをもつブナ天然林としてすぐれた自然状態を保っていることから、平成4年7月10日、国の自然環境保全地域に指定されました。指定面積は、14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）となっています。

県自然環境保全地域等の指定

「青森県自然環境保全条例」に基づき、すぐれた自然環境を保全することが特に必要な地域を「県自然環境保全地域」、また、県自然環境保全地域に準ずる良好な自然環境を有している地域等で、地域の開発を規制することにより自然環境の保全に努めるべき地域を「県開発規制地域」、更に市街地又は集落地等において保全すべき緑地を「県緑地保全地域」として指定することとしています。平成19年度末におけるこれらの指定地域は、県自然環境保全地域が9地域、県開発規制地域が4地域、県緑地保全地域が10地域となっています（資料編表10）。

地域内の保全措置等

地域内の巡回、標識等の設置を行うとともに、白神山地世界遺産地域に白神山地世界遺産地域巡視員を6名配置し、また、然ヶ岳県自然環境保全地域ほか8地域に自然保護指導員を各1名（計9名）配置して、当該地域の保全に努めています。

(2) 自然公園

自然公園の現況

本県は雄大な火山等からなる八甲田山岳地帯、変化に富む海岸地形の連なる西海岸及び下北半島西海岸地帯、そして複式カルデラ湖として全国的に有名な十和田湖等多種多様なすぐれた自然美を豊富に有し、全国的にも自然景観に恵まれた地域です。

自然公園の指定は、平成19年度末現在、国立公園1か所、国定公園2か所及び県立自然公園8か所が指定されています。その面積は114,591ha（十和田湖全域含む。）で県土面積の11.9%を占めています。

平成19年度末における自然公園の概況は、表2 - 1 - 3のとおりです。

表2-1-3 自然公園の概況

(平成20年3月31日現在)

公園別	区分 公園名	指 定 年 月 日	面 積	保 護 規 制 別						普 通 地 域
				特 別 地 域					計	
				特 別 保 護 地 区	第 1 種	第 2 種	第 3 種	計		
国立公園	十和田八幡平	昭和11.2.1	40,747 ha	9,903 ha	9,762 ha	8,693 ha	8,675 ha	37,033 ha	3,714 ha	
国定公園	下北半島	43.7.22	18,641	1,798	2,327	4,000	10,284	18,409	232	
	津軽		25,966	1,685	2,459	6,171	14,582	24,897	1,069	
	小計		44,607	3,483	4,786	10,171	24,866	43,306	1,301	
県立自然公園	浅虫夏泊	28.6.10	5,466	-	73	121	597	791	4,675	
	大鱧碓ヶ関郷温泉	28.6.10	6,730	-	47	265	2,008	2,320	4,410	
	種差海岸階上岳	28.6.10	2,427	-	79	131	2,183	2,393	34	
	名久井岳	31.10.25	1,076	-	15	41	998	1,054	22	
	芦野池沼群	33.10.14	612	-	-	351	140	491	121	
	黒石温泉郷	33.10.14	5,100	-	122	83	1,440	1,645	3,455	
	岩木高原	33.10.14	2,587	-	7	99	546	652	1,935	
	赤石溪の流滝	56.7.7	5,239	-	733	2,146	1,948	4,827	412	
小計		29,237	-	1,076	3,237	9,860	14,173	15,064		
計			114,591	13,386	15,624	22,101	43,401	94,512	20,079	

自然公園の管理及び保護

ア 公園の管理等体制

十和田八幡平国立公園の管理のために、環境省は十和田湖休屋地区に東北地方環境事務所十和田自然保護官事務所を設置しています。

県は、八戸市、むつ市、鱒ヶ沢町にそれぞれ自然保護課駐在員を配置して津軽、下北半島国定公園、各県立自然公園の管理を行っています。

また、環境省は自然公園を保護し、利用の適正化を図るため自然公園指導員の制度を設けており、本県には61名が配置されています。

イ 公園内の行為規制

自然公園関係法規により、自然公園の景観を保護するため自然公園内にその保護の必要性に応じて特別地域及び特別保護地区を指定しており、この地域及び地区内における工作物の新築、土石の採取等の風致景観を損なうおそれのある一定の行為には許可を要するほか普通地域においても届出が必要となっています。平成19年度の許可等の処理件数は190件です（資料編表11）。

ウ 公園内の美化対策

国立公園内の主要利用地域において利用者が投棄するごみの処理対策として、社団法人十和田湖国立公園協会に委託して清掃事業を実施しました。

国定公園については、関係市町村に委託して清掃事業を実施しました（資料編表12）。

エ 公園内の保護対策

高山植物の保護を図るために、盗掘防止合同パトロールを実施したほか、湿原

植物を保全するために刈払いを実施しました（資料編表13）。

自然公園の公園計画の見直し

自然公園を取り巻く自然的・社会的条件の変化に対応するため、自然保護の強化を基調として公園計画の見直しを進めています。

自然公園における自然保護思想の普及

自然保護思想の普及を図るため、十二湖エコ・ミュージアムセンターを平成11年9月に設置し、津軽国定公園十二湖及びその周辺地域の自然環境を紹介しています。

(3) 自然保護の啓発

啓発の基本方針

本県には美しい自然が豊かに現存していますが、積雪寒冷地のため、破壊された自然の復元は温暖な地方に比較して極めて困難とされています。このため、県民一般の自然保護意識の高揚を図ることによって、自然の破壊を防止することは重要な意味を持っています。

昭和50年7月に告示した青森県自然環境保全基本方針は、「自然環境の保全について、県民の関心を高め、理解を深め、自然に対する愛情と公德心の育成を図るため」として次の方策を掲げています。

ア 自然に親しむ県民運動の展開

イ 県民の森、野鳥の森、自然探勝道等の利用の促進

ウ 自然保護団体の育成指導

エ 各種広報媒体による趣旨の徹底

県は、この基本方針に基づき毎年諸行事を開催してきたところですが、広く県民に呼びかけ、各方面から多数の人々が参加できるよう配慮して実施することとしています。

ビデオによる青森県の自然の普及啓発

自然教育の推進を図るため、平成2年度から平成10年度において作成した青森県の自然を紹介するビデオを希望する市町村、教育機関等に貸出しています。

「青森県の希少な野生生物 - 青森県レッドデータブック」選定種リストの見直し

県は、本県における絶滅のおそれのある野生生物種について、その危険度（ランク）や形態的特徴、保存対策等ととりまとめた青森県レッドデータブックを平成12年3月に刊行しました。また、翌年には、より一般向けに同ブック（普及版）を作成し、県民に対する普及啓発を図りました。

しかし、刊行後、これまで同ブックでは取り上げていない分野や種があることや、ランクについて見直す必要が生じてきたため、平成16年度及び平成17年度の2年間で選定種リストの見直し作業を行いました。また、新たな対象分野である蘚苔類、淡水藻類、地衣類、菌類については、青森県レッドデータブックの別冊版（維管束植物以外編）として平成18年3月に刊行しました。

希少野生生物保護対策

県内に生息する希少野生生物の詳細な生息状況を把握するための地図情報システムの開発を行う希少野生生物生息地マッピング事業を実施しました。

外来生物対策

近年、国内各地において外来生物の侵入・定着が顕著になっていることから、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（通称：外来生物法）」が平成17年6月1日から施行されています。

こうした状況から、県は、本県における外来生物の侵入・定着状況を、平成16年度及び平成17年度の2年間で調査し、平成18年3月に公表しました。

自然保護啓発拠点施設

ア 白神山地ビジターセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：中津軽郡西目屋村大字田代字神田61 - 1

主たる施設

- ・大型映像施設：世界遺産白神山地の自然を広く映像により疑似体験してもらうもので、約200人を収容
- ・展示施設：人と自然との共生をテーマとして、ブナを中心とした自然環境とマタギの生活文化の紹介
- ・展示林：ブナを主体とした植物により白神山地を想起させる森林空間の創出

(イ) 管理運営

青森県森林組合連合会（指定管理者）

(ウ) 体験による普及啓発等

白神山地ふれあい促進事業（主催行事）

- ・自然体験：白神山地のフィールドにおける自然観察会や、自然保護の考え方を育むための白神トレッキング。
- ・文化継承：白神山地の自然について、講義形式によるネイチャースクールの開催。さらに、白神山地の自然のパネル紹介による自然に対する理解を深めるための自然クラフト教室の開催。
- ・情報発信等：インターネットホームページによる白神山地の情報の発信。
情報誌白神山地ビジターセンターだよりの発行。

(エ) 利用状況

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
入館者数	85,861	79,336	84,964	85,771	74,242	66,163	53,101	59,623

（開館：平成10年10月24日）

イ 十二湖エコ・ミュージアムセンター

(ア) 施設の概要

設置場所：西津軽郡深浦町大字松神地内

主たる施設

- ・展示施設：森を歩くための自然体験案内施設
- ・ハイビジョン映像システム：十二湖及び周辺の四季の自然を放映

- ・レクチャー室：研修、各種イベントなど多目的な利用が可能
- ・集合広場等：センターとフィールドへの集合アクセスポイント

(イ) 管理運営

深浦町（指定管理者）

(ウ) 主催行事

- ・自然観察会
- ・エコトレッキング
- ・バードウォッチング

(エ) 利用状況

年度	12	13	14	15	16	17	18	19
入館者数	16,169	14,013	12,559	10,882	8,316	6,982	8,416	9,606

（開館：平成11年9月14日）

奥入瀬渓流エコツアーリズムプロジェクト

奥入瀬渓流エコツアーリズムプロジェクトは、奥入瀬渓流の環境保全に資する活動やマイカー交通規制中の関連活動をとおして、環境保全の理解浸透を図り、もって奥入瀬渓流の永続的な保全と、自然環境を活かした当該地域の地域振興・観光振興を図ることを目的としています。

平成20年度は、6月に「十和田湖・奥入瀬渓流の自然環境保全に関する意識調査」を行い、9月に「奥入瀬渓流エコツアーリズムフォーラム」による地域醸成・合意形成を図りました。10月のマイカー交通規制当日には、渓流ボランティアガイドウォーク・環境企画展・物産展・電気自動車展示試乗会やステージイベント等の活動を行い、環境保全の理解浸透を図りながら地域振興・観光振興を図りました。

(4) 県民の森の管理等

県民の森創設以来の動向

青森県民の森は、昭和43年に明治百年記念事業の一環として、県を代表するブナ林とヒバ林を保護し、永く後世に残し伝えるとともに、これを広く県民の保健休養施設として開放し、県民の資質の向上と郷土愛の醸成を図ることを目的に、梵珠山及び眺望山の一連の地帯に設定されたものです（図2-1-9）。土地所有別面積は表2-1-4のようになっており、当初から青森市浪岡大釈迦の梵珠山地区を県が、青森市内真部眺望山地区を青森森林管理署がそれぞれ管理運営に当たっています。県が管理する梵珠山地区は、昭和48年度にビジターセンターの完成を待って県民の利用に開放しました。

以来現在に至るまで、山腹等崩壊箇所の修復工事や土砂流出防止対策等の安全確保に関する諸工事を実施する一方、登山道の整備やトイレ、展望台、あずまや、キャンプ場の設置等で利用者の利便を図ってきた結果、年間約5万人が訪れています。また、平成4年度県民の森梵珠山いきものふれあいの里整備事業により「県立自然ふれあいセンター」が設置され、「四季を通して自然ふれあいの機会提供による自然保護思想の普及」を目的として管理運営に当たっています。

図2-1-9 県民の森周辺概略図

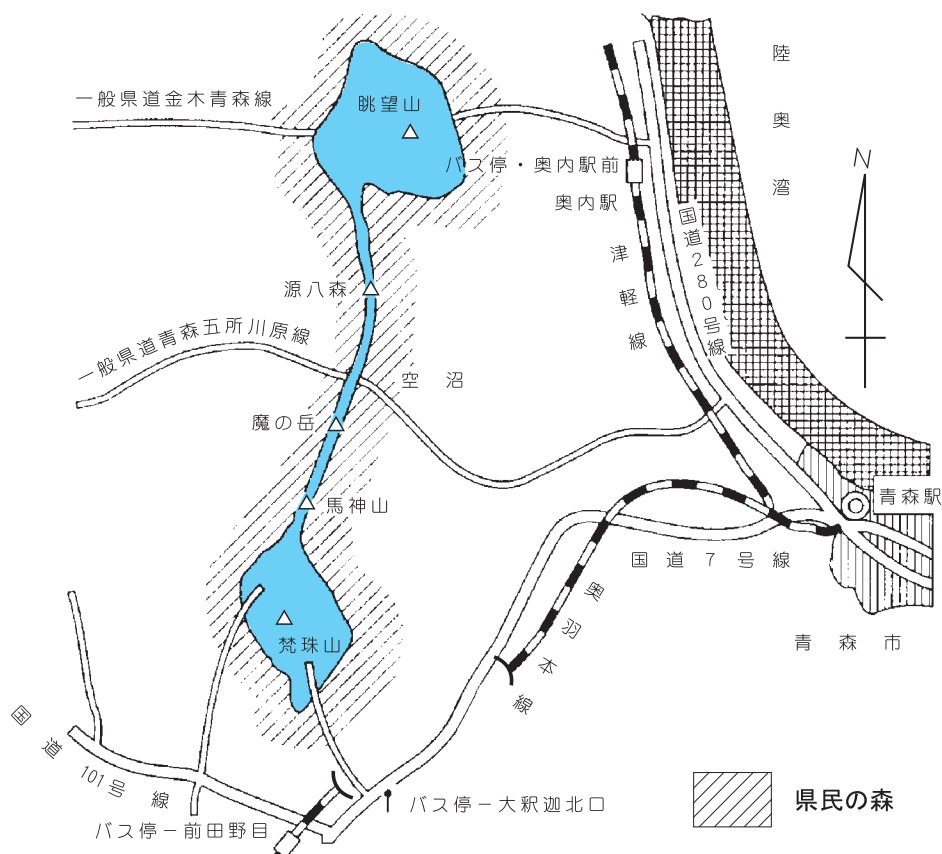


表2-1-4 県民の森土地所有別面積

(単位：ha)

所有別	眺望山地区	連絡地帯	梵珠山地区	小計
国有林	896	237	234	1,367
県有林	0	0	201	201
民有林	0	0	105	105
計	896	237	540	1,673

県民の森の概況

ア 県民の森梵珠山の自然環境

梵珠山地区における植生は、日本海型ブナ自然林がその大半を占めているため野生鳥獣が多数生息し、その繁殖、採餌及び隠れ場となっています。

(ア) 植 生

山腹の肥沃な土壌には、ミズナラ・ブナ林が見られ、急峻で乾燥した屋根筋にはヒノキアスナロ（ヒバ）林が見られます。また、山腹下部や沢沿いには、トチノキ・サワグルミ林が、さらに地下水位の高い沢内沢沿いには、ミズバショウ、エゾハンノキの群落が見られます。早春には、ブナの林床一面に、カタクリ、キクザキイチリンソウが咲き乱れ、このほかにシロバナエンレイソウ、スミレサイシン、キバナアキギリ、コタニワタリ、サイハイランが確認されるな

ど、植生の多様なことを示しています。

(イ) 鳥 類

梵珠山地区には、シジュウカラ、ヒガラ、コガラ、エナガ、ヤマガラ、ゴジュウカラ、オオアカゲラ、アカゲラ、アカショウビン、トラツグミ、アカハラ、クロツグミ、アオバト、ウソ、マヒワ、アトリ、キレンジャク、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、ベニマシコ、オオルリ、コルリ、キビタキ、センダイムシクイ、ミソサザイ、ジュウイチ、ヒヨドリ、ヨタカ、コノハズク、サンショウクイなど多くの鳥類の生息が確認されており、この地区が安定した森林生態にあることを裏付けています。

(ウ) 哺乳類

梵珠山地区には、ニホンカモシカ、ホンドタヌキ、ニホンアナグマ、ホンドテン、ホンドイタチ、ヤマネ、トウホクノウサギ、ニホンリスなどの森林性の獣の代表的なものが生息しており、特にニホンカモシカの生息は注目に値します。

イ 施設等の概要

主たる施設としては「自然ふれあいセンター」を中核とした表2 - 1 - 5のとおりです。これらの施設は、「四季を通して、自然とのふれあいの機会を提供し、自然保護思想の普及を図る拠点」と位置付けられ、センター主催による自然に関する行事（資料編表14）と併せて有効活用しています。

また、自然観察路や観察スポット及び標識等の周辺整備が充実したことにより、利用者の自主的な自然観察も見受けられます。

また、「県民の森梵珠山保全工事」等により自然観察拠点の整備を実施し、既存の施設を活用しながら県民の森利用者の利便を図っています（利用状況は表2 - 1 - 6）。

表2-1-5 県民の森の主要施設

名 称	規 模	等	備 考
旧 管 理 棟	木造二階建	137.7m ²	(緊急避難小屋)
自然ふれあいセンター	木造平屋建	996.4m ²	
山 頂 展 望 台	鉄骨	16m ²	
入 山 指 導 所	木造平屋建	25.9m ²	
東 屋	2棟、木造平屋建	25.2m ²	
休 憩 舎	1棟、木造平屋建	37.5m ²	
公 衆 便 所	2棟、木造	52.0m ²	
自 然 観 察 路		6,650m	4路線
避 難 小 屋	木造平屋建	13m ²	
駐 車 場		3,010m ²	2か所
車 庫	木造平屋建	50m ²	
キ ャ ン プ 場		1か所	
浄 化 槽		1か所	(雑排水処理)

表2-1-6 利用状況(梵珠山地区)

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19
利用者数	34,220	37,951	43,009	47,054	50,824	44,843	52,575	49,450

第3節 森林や農地の保全

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
森林面積（毎年4月1日現在）	636,722ha （平成18年度）	636,248ha （平成19年度）	636,248ha （平成20年度）	636,722ha （平成21年度）	民有林・国有林を合わせた森林の面積です。
保安林面積（民有林）	50,246ha （平成17年度）	50,502ha （平成18年度）	50,765ha （平成19年度）	50,447ha （平成21年度）	民有林の水源涵養保安林、土砂流出防備保安林等の総面積です。
間伐実施面積	15,379ha （平成17年度末）	20,076ha （平成18年度末）	26,337ha （平成19年度末）	25,885ha （平成21年度末）	間伐実施面積（平成15年度～）の累計面積です。
森林蓄積量（毎年4月1日現在）	104,627千m ³ （平成17年度）	107,298千m ³ （平成18年度）	107,298千m ³ （平成19年度）	109,100千m ³ （平成21年度）	森林を構成する樹木の体積の総量です。
森林認証制度により認証された県産材の使用率（県公共事業）	0% （平成17年度）	22.5% （平成18年度）	31.0% （平成19年度）	20% （平成21年度）	県公共事業（治山事業・林道事業等）で使用した県産認証材の使用率です。
木炭生産量	239 t （平成17年度）	238 t （平成18年度）	250 t （平成19年度）	290 t （平成21年度）	木炭（粉炭含む）の生産量です。
山地災害危険箇所整備率	44.6% （平成17年度）	44.6% （平成18年度）	45.0% （平成19年度）	46.2% （平成21年度）	山地災害危険地（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり）の整備率です。
エコファーマー認定件数	4,084件 （平成17年度）	4,891件 （平成18年度）	5,707件 （平成19年度）	6,400件 （平成21年度）	「持続農業法」に基づき環境の負荷低減に配慮した持続的な農業を実践する生産者数です。

1 環境にやさしい青森農業の推進

近年、環境保全に対する意識が高まっている中で、農業分野においても農薬や化学肥料の低減など、より環境に配慮した生産方式への転換が求められています。

このため、平成12年3月に策定した「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、土づくりと農薬や化学肥料の低減に一体的に取り組む農業者を「エコファーマー」として認定しています。また、平成16年度からは農薬や化学肥料を減らした有機栽培等に取り組む意欲の高い地域を「有機の郷づくり地域」として県が指定し、栽培農家の組織化や農業機械導入などの支援を行うとともに、特別栽培農産物の認証や技術開発のための試験研究などにも幅広く取り組んで、環境にやさしい農業の普及を図っています。

更に、平成19年12月には有機農業推進法に基づく本県の推進計画としても位置づけている「『日本一健康な土づくり』推進プラン」を策定し、土づくりを基本とした環境にやさしい農業の一層の拡大を図ることにしています。

また、県では、平成16年3月に「あおもり・バイオマス利活用総合戦略」を策定し、地域ごとの資源特性を活かした地産地消型のバイオマス循環システムづくりに取り組んでいます。

2 こだわりの米づくりのための水田環境改善技術開発

近年、化学肥料や化学合成農薬に過度に依存した農業の周辺環境への負荷が増加していることから、環境にやさしい、持続的な農業生産が求められています。また、消費者・実需者のニーズは化学肥料や農薬の使用を抑えた農産物等に対して高まってきています。一方、生産現場でも、有機栽培、特別栽培等への動きが徐々に高まっており、関連する栽培技術が求められています。

本研究では、農作業の作業工程や工法、水田周辺の植生を改善（グラウンドカバープランツを利用）することにより、農薬に頼らずに雑草及び害虫の潜在密度を効率的に漸減させる水田環境改善技術を開発します。これらの技術は、これまで開発した無農薬・無化学肥料栽培の技術体系への導入を前提とし、有機JAS制度へも適応できるこだわりの米づくりの長期的な安定化を目指すものです。

平成19年度は2回代かきによる雑草の抑制技術や残草処理技術の省力化技術、水田周辺部に植栽する各種カバープランツの適応性と管理技術について検討しました。

3 松くい虫被害防止対策

松くい虫被害は、被害の原因となるマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが運ぶことによって広範囲にまん延することから、県では、マツノマダラカミキリの分布調査や衰弱木等を発見するためのヘリコプターからの探査、松くい虫予防巡視員による松林のパトロール等を行って被害の予防に努めています。

また、これまでにマツノマダラカミキリが捕獲されている深浦町では、マツノマダラカミキリの繁殖・感染源となる衰弱木等の伐採・くん蒸処理やつる切り等の林内整理などの予防対策を講じています。

さらに、マツノマダラカミキリの天敵であるキツツキ類の営巣箱の設置や、他県の被害材が県内へ搬入されるのを監視する松くい虫防除監視員を配置するなどの対策を講じています。

平成19年度からは、これまでの取組に加え、

深浦町旧岩崎村地域全域の空中写真を撮影して広範囲に異常木を監視

被害防止上重要な地区の松林調査

専門家と一層効果的な対策を検討する会議の開催

などを実施しています。

なお、平成20年9月、県発注の工事により植栽された他県産のクロマツからマツノザイセンチュウが検出されたことから、公共事業等で県外産のマツを使用しないよう関係機関へ依頼しています。

今後とも、さらなる注意喚起や情報交換などを行い、松くい虫被害防止対策の強化に努めることとします。

4 農地・水・環境保全向上対策

農村地域においては、高齢化・混住化等の進行により集落機能が低下し、これまで農家の共同作業に頼っていた農地や農業用水路、農村環境などの地域資源の保全が困難に

なりつつあるなど、将来の保全管理が危惧されています。

そのため、農地や農業用水路等の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進するための地域ぐるみでの共同活動や環境に配慮した営農活動への取組を一体的かつ総合的に支援しています。

地域では、次のような共同活動に取り組んでいます。

- ・ 施設のきめ細かな補修、保全による長寿命化
- ・ 農業用施設周辺のゴミ拾いや草刈りなどによる農村環境向上
- ・ 生き物調査の実施や水路沿いの花の植え付けなどによる生態系と景観の保全
- ・ 化学肥料・化学合成農薬を減じる環境に配慮した先進的な営農

第4節 世界自然遺産白神山地の保全と活用

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
白神山地関連施設利用者数	95,849人 (平成17年度)	81,098人 (平成18年度)	89,538人 (平成19年度)	135,000人 (平成20年度)	世界自然遺産白神山地に関連して設置された白神山地ビジターセンター、ハロー白神、ミニ白神、十二湖エコ・ミュージアムセンターの利用者数の合計です。

1 白神山地の概要

白神山地は、青森県と秋田県にまたがる約130,000haに及ぶ広大な地域を指しており、我が国有数の規模を持つブナの天然林を主とする地域です。

また、この白神山地の青森県側の北西部には「津軽国定公園」が位置し、北東部には「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」が、秋田県側の北東部には「田代岳県立自然公園」が、南部には「秋田白神県立自然公園」が、そして西部には「八森岩館県立自然公園」が位置しています。

白神山地には、大川、赤石川、追良瀬川、笹内川、そして秋田県の粕毛川の源流部が集中し、人間の行為による影響をほとんど受けない、原生的なブナ天然林が広範囲にわたって分布しています。

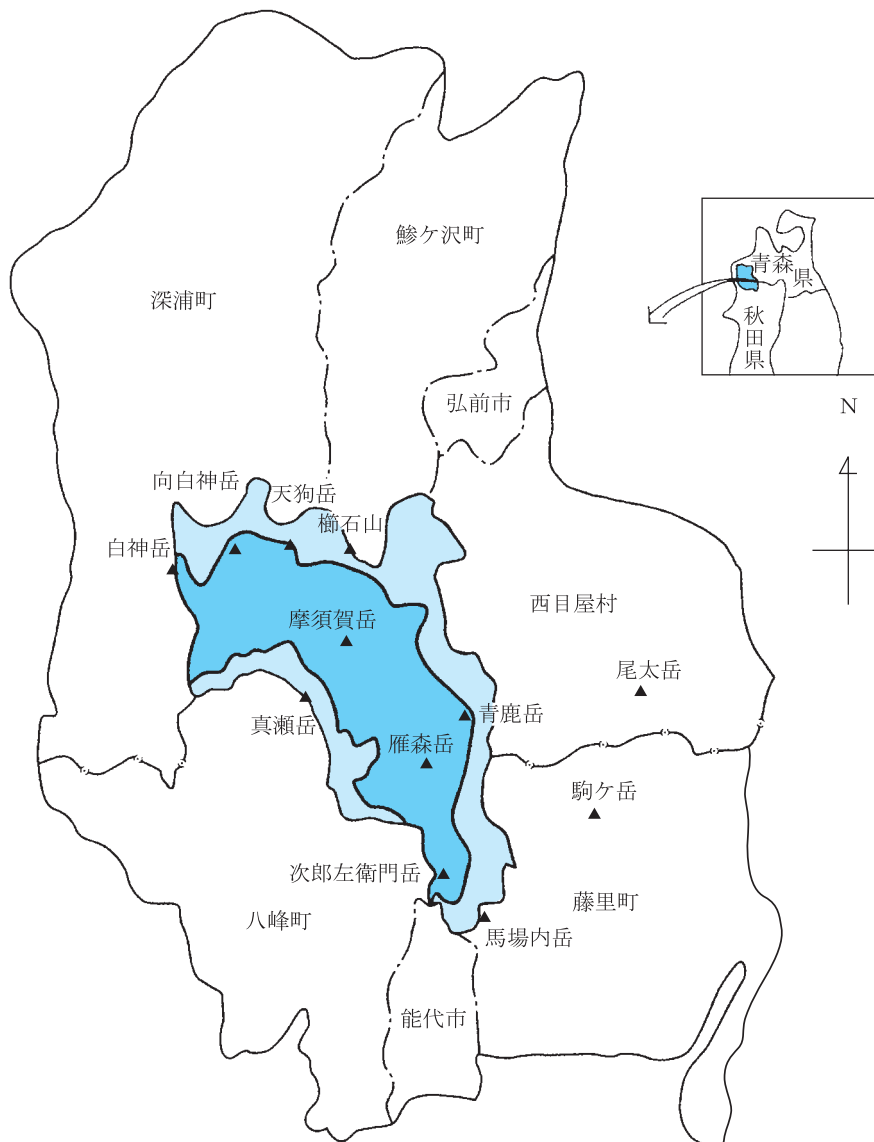
白神山地のすぐれた自然環境は、学術的にも貴重であることから、そこに生息・自生している動植物の保護、保全についての社会的関心が高まり、平成4年7月10日に14,043ha（青森県側9,707ha、秋田県側4,336ha）が、国の自然環境保全地域に指定されました。

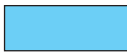

また、平成4年10月1日には、政府が白神山地の広大なブナ天然林とその生態系の価値を極めて重要であると評価し、我が国初の世界遺産登録候補地として、屋久島等と共にユネスコの世界遺産委員会に推薦しました。

推薦地域面積は、当初10,139haでしたが、世界遺産委員会事務局の提言により、我が国政府が、平成5年10月1日に16,971ha（青森県側12,627ha、秋田県側4,344ha）に推薦地域面積を拡大し、同年12月南米コロンビアで開催された第17回世界遺産委員会にお

いて、白神山地は、推薦地域面積の全部が世界遺産リストへ登録されました（図2-1-10）。

図2-1-10 白神山地の概要図



凡	例
	・世界遺産地域「核心地域」 (10,139ha)
	・世界遺産地域「緩衝地域」 (6,832ha)

2 白神山地の動植物

ブナは、かつて東北地方の山地ばかりでなく低地を一面に覆っていましたが、今日では、白神山地が原生度の高いブナ林で覆われた地球上で最大の地域となりました。

白神山地のブナ林内には多種多様な植物群落が共存し、ブナ林を背景とした豊富な動植物が生息し、自然の生態系をありのままの姿で見ることができます。

白神山地の植物種については、95科298属542種が確認されており、この中には、アオモリマンテマ、ツガルミセバヤ、オガタチイチゴツナギ及びミツモリミミナグサをはじめ多数の貴重な植物が確認されています。

哺乳類の主なものとして、ツキノワグマ、カモシカ、オコジョ、ニホンザル、ヒミズなどの生息が確認されていますが、小型哺乳類についてはさらに詳細な調査が必要です。また、鳥類84種、は虫類7種、両生類13種、昆虫類2,300種余りが知られています。これらのうち、特別天然記念物にカモシカ、天然記念物にヤマネ、クマゲラ、イヌワシが指定されています。中でも、キツツキ科のクマゲラは、本州での確認例も少なく、ブナ林と並んで白神山地の象徴的な存在となっています。

また、平成4年7月に新種のゴミムシが世界遺産地域の中から見つかりました。このことは、遺伝子プールとしての白神山地の価値の高さを示す一例といえ、今後とも昆虫を中心に、未だ確認されていない種が白神山地から発見されることが期待されています。

3 世界遺産（自然遺産）としての白神山地の意義

世界遺産（自然遺産）としての白神山地は、世界遺産条約に則って厳正に保護していくことが求められています。

世界遺産条約の本質は、「人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残していく」ことにあります。このため、白神山地の場合も、そのすぐれた自然を将来にわたって保護していくための基盤を整備して、「将来の人類に対する現在の人類の貴重な責任を果たす」ことが求められています（資料編表15）。

本県にとって、白神山地が世界遺産に登録されたことは、次のような意義をもつことになると考えられます。

第一には、本県が豊かな自然を有しているということが、国内外に広く認識されたことです。本県は、十和田湖や八甲田山及び岩木山、下北半島等のすぐれた自然を有していますが、国際的な水準による科学的な評価を受けて次世代に引き継ぐべき特別な価値があると判断された白神山地の存在によって、本県の自然全体に対する評価が一層高まることが期待されるとともに、県民にとってもその価値を再発見する好機会になったものと考えられます。

第二には、世界遺産を有することに伴う、自然保護意識の高揚が期待されることです。世界遺産の存在は、県民に誇りを与えるものですが、一方においては、我々に保護に対する責任を課すことにもなります。世界遺産登録に伴い、白神山地に対する県民の関心が高まっていますが、これによって自然を保護していくことの重要性が再認識され、自然保護意識の高まりと具体的な行動の展開が期待されます。

第三には、国による保護・保全事業の実施により、将来に向けた保護体制の整備や白神山地に係る科学研究の促進が期待されることです。

世界遺産条約においては、締約国は、世界遺産登録がなされた遺産については、国が科学的、技術的、管理上、財務上の処置に努めることとされ、また、保護すると同時にその地域内の生活に役割を与え、整備活用の際に必要研修センターを設置するなどして、人々が遺産を正しく理解するよう努めなければならないとされています。

これら一連の国による措置や保全事業の実施は、白神山地を適切に保全し利用していくための基盤の形成にとって不可欠であり、その促進が期待されています。

また、県としても、平成13年10月には秋田県とともに「世界遺産白神山地憲章」を制定したほか、平成17年10月には「第2回世界自然遺産会議」を弘前市などにおいて開催するなど、多様な生命の環が広がる森林の大切さと森林文化の啓発に努めています。

4 保護対策

県は、白神山地の自然環境の保全及び利用の基本的方針と、これを実現するための基本的な方策を明らかにする「白神山地保全・利用基本計画」を平成6年3月に策定しました。現在の計画は、策定から10年が経過し、来訪者の特定の地区への入り込みの集中により、策定当時に比べ生態系の負荷による自然環境への影響、解説員の不足、事故防止対策等の白神山地を取り巻く状況が大きく変化してきています。

このため、平成16年度及び平成17年度の2年間で、保全・利用に関する保護管理体制の整備や学術研究・環境学習の推進について全面的に見直しするための白神山地の動植物の生息状況、植生状況等調査の実施、県内では白神山地のみ繁殖が確認されているイヌワシの生息状況調査の実施、白神山地で解説活動を行っている解説員を対象とした研修会の開催、これら調査を踏まえた周辺地域での適切な利用と保全のあり方についての検討を行い、平成19年1月に「白神山地保全・利用基本構想」を策定しました。

なお、平成18年度からは、白神岳・十二湖地区の保全を前提とした利用のあり方について、県と深浦町が協働で検討を始めているほか、利用者の多い白神岳へ通じる自然観察歩道周辺立木の危険度診断を行っています。

また、入山対策として、白神山地世界遺産地域巡視員による啓発指導等を強化するとともに、平成7年11月に国（環境省・文化庁・林野庁）が策定した「白神山地世界自然遺産地域管理計画」との整合を図りつつ、国、関係市町村、NPO等と連携しながら保護対策を推進していくこととしています。

なお、白神山地の適正な保護管理及び自然保護に関する普及啓発をより一層推進するため、国（環境省）では、白神山地の保護管理、学術研究の拠点として「白神山地世界遺産センター」を平成7年度から平成8年度にかけて整備し、県もこの施設に併設して、環境学習や情報提供の機能を有する「白神山地ビジターセンター」を平成7年度から整備し、平成10年10月に開館しました。

また、県では、平成15年10月に、登山客の増加が著しい白神岳において、かつての主要ルートであった「二股コース」を再整備しました。これにより、白神岳は「鯉山コース」との周回コースとなり、登山客の分散化が図られ、登山道の荒廃を緩和できるものと考えられます。

さらに県では、平成18・19年度に、白神山地を広く教育・啓発し保護する担い手としてガイドを位置付け、ガイドの養成と各ガイド団体の協力体制整備を支援する「世界自然遺産『白神山地』ガイド養成組織化推進事業」を実施しました。

第5節 生物の多様性の確保

第二次青森県環境計画に掲げた関連指標の状況

指標名	基準値	前年度の実績値	現状値	目標値	指標の説明
鳥獣保護区面積	128,099ha (平成17年度)	128,099ha (平成18年度)	131,917ha (平成19年度)	129,000ha (平成21年度)	鳥獣の保護を図るため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、鳥獣保護区を指定します。
休猟区面積	62,137ha (平成17年度)	58,955ha (平成18年度)	62,780ha (平成19年度)	63,000ha (平成21年度)	鳥獣の保護を図るため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、休猟区を指定します。

1 鳥獣保護及び狩猟

(1) 鳥獣保護等の現状

野生鳥獣は、自然環境を構成する重要な要素の一つで、豊かな自然環境を維持していく上で不可欠なものであるとされていますが、野生鳥獣の生息環境が改変され、その生息数が減少しているため、第10次鳥獣保護事業計画（平成20年度～平成23年度）に基づき鳥獣保護区面積の拡大、鳥獣保護施設の整備強化、鳥獣生息数等の調査及び狩猟の取締り等を進めています。

(2) 鳥獣保護区等の指定

鳥獣保護区

鳥獣の捕獲を禁止し、鳥獣の生息、繁殖に必要な施設を設けて鳥獣の保護と繁殖を図るために鳥獣保護区を指定していますが、平成19年度末現在、国指定の保護区が5か所60,502ha、県指定の保護区が83か所71,415haとなっています。また、保護区内でも鳥獣の繁殖等に特に必要であると認められている地区を特別保護地区として指定しており、平成19年度現在、11か所22,208haとなっています（表2-1-7）。

表2-1-7 鳥獣保護区等一覧

(平成20年3月31日現在)

区分	総数		目的による区分									
			森林鳥獣		大規模生息		希少鳥獣		身近な鳥獣		集団渡来地	
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha		
国指定	5	60,502			2	50,301	2	5,683			1	4,518
特別保護地区	3	20,656			1	19,366	2	1,290				
県指定	83	71,415	57	57,344			4	1,351	14	4,144	8	8,576
特別保護地区	8	1,552	7	1,542					1	10		
計	88	131,917	57	57,344	2	50,301	6	7,034	14	4,144	9	13,094
特別保護地区	11	22,208	7	1,542	1	19,366	2	1,290	1	10		

休 獵 区

一般狩猟野において、一定の期間（3年以内）鳥獣の捕獲を禁止することにより狩猟鳥獣の増殖を図る方策として休猟区を指定しており、平成19年度現在33か所、62,780haとなっています（表2-1-8）。

表2-1-8 休猟区の指定状況

設定年度	種別	箇所	面積 (ha)
平成17年度		11	23,975
平成18年度		11	17,439
平成19年度		12	21,366
計		33	62,780

特定猟具使用禁止区域（銃）

銃猟による危険防止のため、学校所在地、農林漁業が恒常的に行われる場所、行楽等で多くの人が集まる場所等の周辺を対象として特定猟具使用禁止区域（銃）を指定しており、平成19年度末現在、60か所、25,267haとなっています。

鉛散弾規制地域

鉛散弾による水鳥の中毒事故の防止を図る目的で、鉛散弾を使用する方法による狩猟鳥獣の捕獲を禁止する地域として、小川原湖鉛散弾規制地域を指定しています。

(3) 適正な狩猟行為の確保等

狩猟者登録証等交付

平成19年度末における狩猟免状及び狩猟者登録証交付の状況は、表2-1-9のとおり、それぞれ2,239人及び1,843人です。

表2-1-9 狩猟免状交付状況等

ア. 狩猟免状交付状況（平成19年度末有効件数）

（単位：人）

網・なわ	第1種銃猟	第2種銃猟	計
120	2,097	22	2,239

イ. 平成19年度狩猟者登録証交付状況

(単位：人)

免状の種類	県内・外の別	県内者	県外者	計
網		3	0	3
わな		35	0	35
第1種銃猟		1,735	48	1,783
第2種銃猟		22	0	22
計		1,795	48	1,843

鳥獣捕獲

平成19年度における狩猟者登録を受けた者による鳥獣の捕獲状況は、鳥類12,783羽、獣類3,750頭です (表2 - 1 - 10)。

表2 - 1 - 10 狩猟者登録を受けた者による鳥獣捕獲状況

(有害鳥獣捕獲を除く。)

(単位：羽)

鳥類 年度別	オスキジ	オスヤマドリ	カモ類	キジバト	シギ類	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	その他	合計
15	2,680	1,649	8,240	142	4	556	674	103	672	0	14,720
16	2,845	1,573	8,262	162	1	313	970	96	562	0	14,784
17	2,482	1,090	8,122	155	1	176	534	57	389	0	13,006
18	2,277	1,276	6,971	50	0	37	257	5	249	4	11,126
19	2,098	1,156	7,906	152	3	263	725	59	421	0	12,783

(単位：頭)

獣類 年度別	クマ	キツネ	タヌキ	アナグマ	テン	リス	オスイタチ	ノウサギ	ノウイヌ	ノネコ	アライグマ	その他	合計
15	12	28	194	11	47	0	1	5,583	0	0	0	0	5,876
16	5	23	88	2	31	0	1	4,724	0	0	0	0	4,874
17	28	12	72	2	15	0	0	3,747	8	0	0	1	3,885
18	6	8	81	1	37	0	0	2,461	0	0	0	0	2,594
19	30	22	79	0	29	0	0	3,588	0	0	0	2	3,750

キジの放鳥

主要な狩猟鳥であるキジの積極的な増殖を図ることを目的として、鳥獣保護区及び休猟区にキジの放鳥を続けていますが、平成19年度はキジ740羽を放鳥しました。

狩猟事故防止対策

平成19年度は、狩猟事故の防止のために実技研修会の開催及び違反行為の取締りを実施したほか、狩猟免許試験等を実施しました。

なお、このほか鳥獣保護区の巡視等を行うため鳥獣保護員56名を配置しました。

(4) ニホンザルの保護

下北半島に生息するニホンザルは、世界の最北限に生息するサルとして学術的にも貴重であることから、昭和45年11月に国の天然記念物に指定されています。

特にむつ市（旧脇野沢村）に生息するニホンザルについては、県は昭和38年度から市に委託して保護対策を実施してきましたが、国の天然記念物指定後は、むつ市が実施する保護事業に対し、平成15年度まで国とともに助成を行いました。

また、下北半島のニホンザルの適正な保護管理対策を講ずるため、平成15年度に「特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」を策定し、平成19年度には「第2次特定鳥獣保護管理計画（下北半島のニホンザル）」を策定しています。

(5) ツキノワグマの保護管理対策

ツキノワグマは本州で最大の野生哺乳類ですが、全国的に減少傾向にある上、下北半島に生息するものについては絶滅も心配されています。

このため、下北半島に生息するツキノワグマの保護を図るため、東北森林管理局に対して、餌木である広葉樹の残置や天然林施業の推進について配慮を要請しています。

(6) カモシカの保護

カモシカは日本特産の動物で、北海道、中国を除く全国各地方の山岳地帯に生息していますが、本県では比較的低山地帯にも生息しています。

カモシカは、かつて日本の狩猟獣として代表的なものであったため、一時は絶滅寸前の状態となりました。これを保護するため昭和9年5月に天然記念物に、さらに昭和30年2月に特別天然記念物に指定されたことにより、年々、頭数が増加の傾向を示しています。

(7) 津軽半島地域ニホンザル保護管理対策

近年、津軽半島地域に生息するニホンザルが農作物に被害を与えることから、被害を防止し、サルと人との共生を図るため、同地域において、平成19年度から3か年計画で群れや生息数等の生息状況調査を実施し、ニホンザルの保護管理対策を検討することとしています。

(8) 有害鳥獣の捕獲

農林水産業に被害を与える鳥獣の捕獲については、農産物等の被害の状況などを見て、捕獲の数、方法、期間等が適切となるように配慮しつつ許可を与えるなどの指導をしています。

平成19年度の有害鳥獣捕獲による鳥獣捕獲数は、鳥類9,836羽、獣類590頭です（表2-1-11）。

表 2 - 1 - 11 平成19年度有害鳥獣捕獲状況

鳥 類			獣 類					
種 類	捕 獲 数		種 類	捕 獲 数				
カ	モ	類	2,617	ク	マ	53		
ム	ク	ドリ	130	キ	ツ	0		
キ	ジ	バト	178	ノ	ウ	サ	ギ	487
カ	ラ	ス	類	6,359	サ	ル	50	
ス	ズ	メ	類	479	ノ	イ	又	0
ト		ビ	8	タ	又	キ	0	
ド	バ	ト	65					
ヒ	ヨ	ドリ	0					
ハ		ト	0					
計			9,836	計		590		

(9) 鳥獣関係施設

県内における野生鳥獣の関係施設としては、鳥獣保護センターがあります（資料編表16）。

(10) 鳥獣関係天然記念物

県内における野生鳥獣について、天然記念物としてその種と生息地を指定しているものは、国の指定が12、県の指定が4あります（資料編表17）。

(11) 鳥獣関係調査

毎年1月15日～17日に全国一斉に実施されるガンカモ科鳥類の生息調査にあわせて、その個体数について調査を行っています。

(12) 仏沼のラムサール条約登録

ラムサール条約とは、1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」で、1975年12月21日に発効したものです。

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、我が国では、1980年6月17日に北海道の釧路湿原が最初に登録され、現在では、三沢市の仏沼を含めて33か所が登録されています。

仏沼は、オオセッカをはじめ絶滅危惧種の野生鳥類が多数生息していることから、平成17年9月1日に国指定鳥獣保護区に指定され、更にオオセッカの生息に重要な地域が特別保護地区に指定されています。このように生息地の保全が図られるとともに、三沢市などの地元賛意により、平成17年11月8日にウガンダのカンパラで開催されたラムサール条約第9回締約国会議において、ラムサール条約の登録湿地に指定されています。

第6節 温泉の保全

1 温泉の現況

本県の温泉は、源泉総数においては、平成19年度末で1,065源泉、総ゆう出量は174,139ℓ / 分となっています。

なお、18年度末における源泉総数は全国第6位、温泉利用公衆浴場数は全国第7位、総ゆう出量は全国第4位となっており、本県は全国でも屈指の温泉県となっています。

また、総ゆう出量に占める動力泉の比率は、平成19年度末で91.1%となっており、自噴泉の比率は小さくなっています。

利用面においては、これまでの保健休養、観光的利用に加え、最近では、公衆浴場、リハビリ、老人保健施設等と多様化してきており、年々その需要が増加しつつあります。

2 温泉法に基づく許可状況

平成19年度の温泉法に基づく許可件数（温泉掘削・増掘・動力装置・利用）は、前年度より39件減少し、172件となっています（表2 - 1 - 12）。

表2 - 1 - 12 温泉掘削・増掘・動力装置・利用許可件数

年 度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
掘 削	16	14	21	9	21	21	23	24	20	15
増 掘	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0
動 力 装 置	17	14	10	17	16	22	24	21	21	12
利 用	85	125	84	130	141	186	225	279	170	145
計	118	153	115	157	179	229	272	325	211	172